

令和4年度

一般競争入札による
財産区有地の売払い応募要領

御殿場市御殿場財産区

御殿場地域振興センター

〒412-0042

御殿場市萩原528番地の1

TEL 0550-82-0912

FAX 0550-82-7478

入札による 売払い方法	入札参加者に入札書を提出していただき、御殿場財産区が定めた 予定価格以上の入札書のうち、最高額の入札書を提出した方を落 札者(買受け予定者)として決定する方法です。 なお、本要領による「区有地」という表現は、立竹木等を含む御 殿場財産区有財産の総称を示すものとします。
----------------	--

- 資料 1 : 入札による区有地売払いの概要
- 資料 2 : 入札参加心得書
- 資料 3 : 物件明細
- 資料 4 : 一般競争入札参加申込書
- 資料 5 : 誓約書
- 資料 6 : 入札書及び封筒記入例
- 資料 7 : 委任状
- 資料 8 : 入札保証金に係る振込確認書

入札による区有地売払いの概要

1 入札により売払う区有地

入札により売払う区有地は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件明細をご覧ください。
 予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効とします。

入札 番号	入 札 対 象 財 産	登記地目	登記地積	予定価格
売払い 第1号	物件1: 御殿場市御殿場字大ノ田539番7	雑種地	587㎡	21,700,000円

現地説明会は行いません。入札受付期間満了日までの間に各自で現地を確認してください。

2 入札参加資格者

原則として、どなたでも参加できます。ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、この応募要領の「入札参加心得書」(入札参加資格)をご覧ください。

なお、共有で取得を希望する場合は、入札参加申込書に共有者それぞれの氏名、持分を記入してください。

3 入札書等の受付期間、場所等

入札参加手続の詳細については、この応募要領の「入札参加心得書」をご覧ください。

(1) 受付期間

令和5年4月7日(金)から令和5年4月14日(金)までの午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

御殿場地域振興センター
 〒412-0042 御殿場市萩原528番地の1 林業会館内
 TEL: 0550-82-0912

(3) 受付方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送による提出の場合は、必ず書留郵便で、受付期間内に受付場所に到着するよう提出してください。

(4) 入札保証金に関する事項

入札保証金は、次頁の金額を財産区が指定する口座へ、入札受付期間満了日までに入金済みとなるように振込をしてください。口座への入金を確認できない場合は、入札参加を認めません。

振込依頼人名は、「一般競争入札参加申込書」と同じ表記にしてください。

振込にかかる手数料は振込依頼人が負担してください。

落札者以外の方には、入札日から30日以内に入札保証金を返還します。

入札番号	金額	受付期間満了日
売払い第1号	1,100,000円	令和5年4月14日(金)

入札保証金 振込先
金融機関： 沼津信用金庫 御殿場中央支店
預金種別： 普通
口座番号： 0183881
口座名義： 御殿場地域振興センター 所長 田代 明人 (ゴテンバチイキシニコウセンター ショチヨウ タシロ アキト)

4 開札日時等

(1) 日時

入札番号	日時
売払い第1号	令和5年4月21日(金) 午後1時30分

感染症拡大防止の観点から、林業会館にて入札参加者の出席は求めず御殿場財産区議員立会のもと、職員が入札書を開封して実施します。

(2) 入札の無効事由

入札の無効事由に該当しないよう、ご注意ください。なお、詳細は「入札参加心得書」(入札の無効)をご覧ください。

(3) 落札者の決定

落札者は、財産区の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者とします。

最高金額の入札を行った者が2者以上あるときは、後日、くじによって落札者を決定します。

(4) 結果の通知

落札者がある時は、その者の氏名(名称)及び金額を、落札者がない時はその旨を、入札参加者に1週間以内に郵送で通知します。

5 落札者との契約

契約手続の詳細については、入札終了後、落札者に個別に説明を行います。

(1) 契約締結

落札した日から7日以内に、契約を締結します。併せて、契約保証金として契約金額の10分の1以上の金額を振込していただきます。

(2) 売買代金の支払い

契約締結日から30日以内で財産区が指定する期日までに、売買代金の支払いをしていただきます。

6 所有権移転登記手続等

売買代金の支払い後、落札者が所有権移転登記を行います。

(1) 所有権移転登記

売買代金の支払い後、所有権移転登記の手続きは、落札者の負担において行います。

(2) 公租公課等

不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担となります。

7 用途の制限

落札者は、買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途で使用することはできないので、ご注意ください。

8 契約不調時の売払い

落札者が契約を締結しなかった場合(売買代金未払いにより契約を解除された場合を含む。)は、落札者に次ぐ最高価格入札者を買受人とし、落札価格にて契約を締結します。

9 その他の注意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。
- (2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申込みが必要です。あらかじめご相談ください。
- (3) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地を確認してください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (4) 土地の形質変更等の費用負担については、財産区は対応しません。また、土地の形質変更等をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (5) 新たな建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (6) 敷地内に工作物が設置されている場合、これらの補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、財産区は対応しません。
- (7) 埋設物調査は実施していません。地中埋設物が発見されたとしても財産区は瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 物件及び隣接地の立竹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去及びその費用負担等については、財産区は対応しません。
- (9) 物件の敷地内(地中を含む)にガラ・碎石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、財産区は対応しません。
- (10) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、財産区は対応しません。
- (11) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

入札参加心得書

(趣旨)

第1 この心得書には、一般競争入札による財産区有地の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2 一般競争入札による財産区有地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による財産区有地の売払い応募要領（以下「応募要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知のうえ、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる者は入札に参加することができません。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する本財産区の職員
- (2) 当該入札に係る契約等を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次のアからエまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 次のアからキまでのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう)が暴力団員等であると認められる者
 - エ 法人の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - オ 法人の役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - カ アからオに該当する者のほか、法人の役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
 - キ 売払対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5) 買い受けた財産区有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風

俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

（入札参加申込）

第4 入札参加希望者は、財産区が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

- (1) 入札参加申込書
- (2) 住民票（法人の場合は商業登記全部事項証明書）
- (3) 誓約書（役員等名簿を含む。※個人の場合も作成が必要）
- (4) 印鑑証明書
- (5) 入札書（応募要領に添付した入札書の様式を使用すること）
※外から中身が確認できない封筒に入札書を入れ、封かんする
- (6) 委任状（代理人が入札を行う場合のみ必要）
- (7) 入札保証金に係る振込確認書

2 郵送による提出は書留郵便で行い、指定する日までに御殿場地域振興センターに到着するよう送付してください。

（入札保証金）

第5 入札参加者は、入札保証金として、別に定める額を、財産区が指定する日までに、入金してください。

2 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。

（入札書）

第6 入札書には入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、押印してください。

2 記入に当たっては黒インクの万年筆又はボールペン（消せるボールペンは不可）を使用してください。

3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。

4 代理人が提出する場合は、入札書に入札参加者の住所・氏名を記入するとともに（押印は不要）、代理人の氏名を記入し押印してください。

5 入札書は封筒に入れ、封かんし、入札参加者の住所、氏名（代理人の場合は代理人の氏名も併記）を封筒に表記して提出してください。

6 提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札の無効）

第7 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者
- (3) 談合その他不正行為を行ったと認められる者

- (4) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者
- (5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者
- (6) 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者
- (7) 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者
- (8) 鉛筆書きの入札をした者
- (9) 予定価格未満の入札をした者
- (10) 金額を訂正した入札をした者
- (11) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

(開札)

第8 開札は、御殿場財産区議員立会のもと、職員が入札書を開封して実施します。

(落札者の決定)

第9 落札者は、財産区の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者とします。

2 最高金額の入札を行った者が2者以上あるときは、後日、くじによって落札者を決定します。

3 落札者がある時は、その者の氏名(名称)及び金額を、落札者がいない時はその旨を、入札参加者に1週間以内に郵送で通知します。

(入札執行の延期)

第10 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、開札の執行を延期することがあります。

(入札保証金の返還)

第11 入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、入札日から30日以内に入札参加者指定の口座に口座振込みで返還します。

2 落札者には、契約締結後、入札保証金を入札日から30日以内に返還しますが、落札者の申出により契約保証金の一部に充当することができます。

なお、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(契約の締結)

第12 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、落札した財産に係る売買契約の締結について必要な事項を通知します。

2 落札者は、落札の通知を受けてから7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に契約を締結しなければなりません。

3 前項の期間内に契約を締結しないとき又は落札者の入札の無効を発見したときは、その落札は効力を失います。

4 落札者は、契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

(契約保証金)

第13 落札者は、契約を締結する時までに、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額(円未満の端数を切上げた額。また、入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額。)を、財産区が指定する口座に、期日までに振込

しなければなりません。

- 2 契約保証金は、売買代金完納後30日以内に落札者指定の口座に口座振込みで返還しますが、落札者の申出により売買代金の一部に充当することができます。

なお、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

- 第14 落札者は、契約締結日から30日以内に、財産区が指定する口座に、期日までに振込しなければなりません。ただし、納期限までに納付できないやむを得ない理由があると財産区が認めた場合は、遅延日数1日につき契約金額の1000分の1に相当する額(契約保証金を遅延違約金に充当した場合は、その差額となる不足額。)の遅延違約金が発生します。

(契約の解除)

- 第15 落札者が次の各号のいずれかに該当する場合には、財産区は契約を解除することができます。

- (1) 落札者が売買代金の支払いをしない場合
- (2) 契約後、契約について不正の事実が発見された場合
- (3) 法令等又は契約に違反した場合

- 2 前項の場合、契約保証金は財産区に帰属し、落札者には返還しません。

(所有権移転登記と公租公課)

- 第16 落札した財産の所有権移転登記手続は、売買代金支払後、落札者が所有権移転登記手続を行います。

- 2 所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担とします。

(瑕疵担保責任)

- 第17 落札者は、契約締結後、落札した財産に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし、当該契約が消費者契約法の適用を受ける場合については、当該財産の引き渡しの日から2年間は、売買代金の減額又は補修工事のいずれかを請求することができます。

物 件 明 細

【 土 地 】

	所在地	登記地目	登記地積
1	御殿場市御殿場字大ノ田539番7	雑種地	587㎡

1 街路条件

南側 幅員約11m両側歩道有アスファルト舗装道路（市道0212号線）

西側 幅員約10m片側歩道有アスファルト舗装道路（市道0216号線）

北側 幅員3～4m未舗装道

2 交通・接近条件

J R御殿場駅	2.2 k m
東小学校	150m
御殿場中学校	1.0 k m
御殿場幼稚園	950m
東保育園	350m
御殿場上町郵便局	10m
ウエルシア御殿場東店	300m

3 環境条件・画地条件

規模 587㎡

間口 30m

奥行 16m

三方路地

地勢 概ね平坦

4 行政的条件

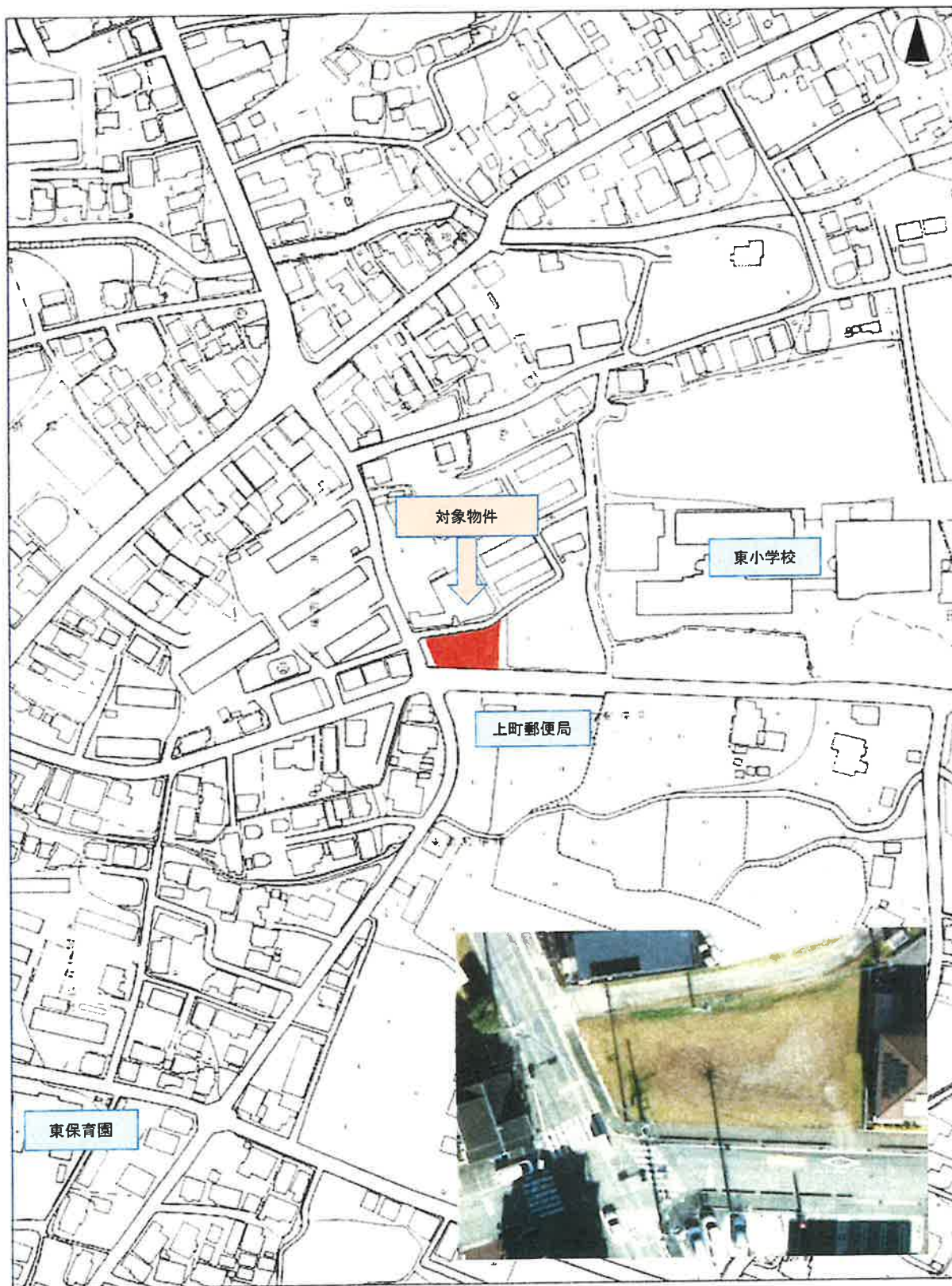
市街化区域

第一種中高層住居専用地域 指定建ぺい率60%、指定容積率150%

5 その他の注意事項

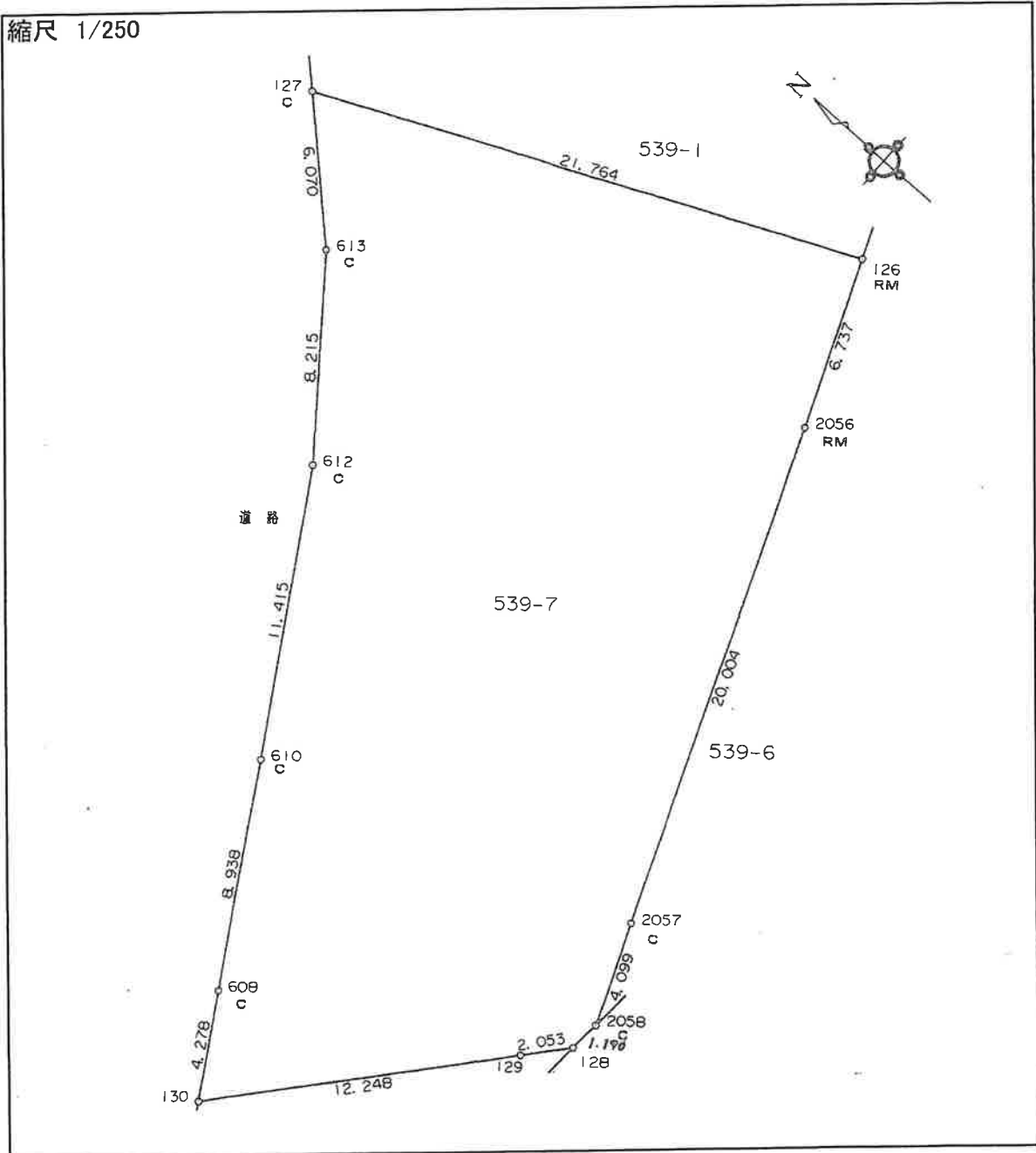
- (1) 物件の引渡しは、物件明細に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件明細をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件明細と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (2) 土地の形質変更等をする場合の費用負担については、財産区は対応しません。また、土地の形質変更等をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (3) 建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (4) 敷地内に設置されている工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、財産区は対応しません。
- (5) 埋設物調査は実施していません。地中埋設物が発見されたとしても財産区は瑕疵担保責任を負いません。
- (6) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、財産区は対応しません。
- (7) 物件の敷地内(地中を含む)にガラ・碎石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、財産区は対応しません。
- (8) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、財産区は対応しません。
- (9) 物件明細に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- (10) 埋蔵文化財包蔵地内ではありませんが、開発によって今後新たに埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法に伴う手続きが必要となります。

位置図



現況

縮尺 1/250



一般競争入札（区有地売払い）参加申込書

令和 年 月 日

御殿場市御殿場財産区管理者
御殿場市長 勝又 正美 様申込人 住 所
氏 名
(名称・代表者名)
電 話 番 号

印

【共有名義の場合】 共有者の氏名
(名称・代表者名)

印

一般競争入札(区有地売払い)に参加したいので、現況及び物件明細を確認並びに、応募要領等を熟知のうえ、入札参加を申し込みます。

記

入札 番号	入 札 対 象 財 産	地目	地積
売払い 第1号	物件1: 御殿場市御殿場字大ノ田539番7	雑種地	587m ²

※ 申込人の「住民票」（法人の場合は商業登記全部事項証明書）、別添「誓約書」（役員等名簿を添付）、「印鑑証明書」を必ず添付してください。

誓 約 書

- 私
 当社又は当団体

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報 を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げる者
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等が暴力団員等であると認められる者
 - (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (6) (1) から (5) に該当する者のほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
 - (7) 売払対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- 2 契約の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げる者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

御殿場市御殿場財産区管理者 御殿場市長 勝又 正美 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名（代表者）

㊟

【共有名義の場合】

共有者の氏名

（名称・代表者名）

㊟

※ 添付書類：役員等名簿

別添 「役員等名簿」 (※誓約書添付資料)

役員等名簿

所在地 _____

会社名 _____

作成担当者 _____

連絡先 _____

No	役職	氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)	性別 (男女)
例	(記入例) 代表取締役	ゴテンバ タロウ	御殿場 太郎	S35. 8. 16	男
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- 1 本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名 (代表者)

印

【共有名義の場合】

共有者の氏名
(名称・代表者名)

印

記 入 要 領

- 1 記入例の下に、役員等（法人にあつては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあつてはその者及び支配人をいう。）の役職名、氏名（カナ(かたかな)）、氏名（漢字）、生年月日、性別を記載してください。
- 2 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報がある目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。
- 3 役員等名簿は、役員等が誓約書中の1及び2に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。
- 4 役員等名簿には、申請人が記名押印をしてください。
- 5 役員等名簿には、申請人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）を添付してください。

入 札 書

令和 年 月 日

御殿場市御殿場財産区管理者
御殿場市長 勝又 正美 様

入札者 住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

代理人氏名

印

下記財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

買受けを希望する財産

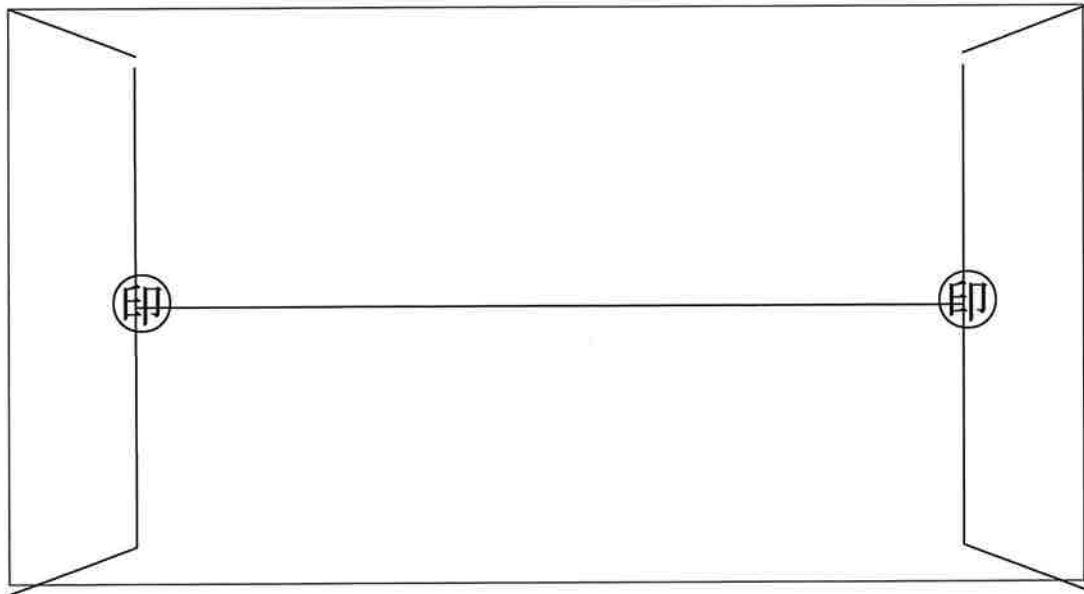
入札 番号	入 札 対 象 財 産
売払い 第1号	物件1: 御殿場市御殿場字大ノ田539番7

- (注) 1 記入には黒インクの万年筆又はボールペン（消せるボールペンは不可）を使用し、金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、入札書提出の日を記入すること。

封筒記入例

<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	御殿場市御殿場財産区管理者
<input type="checkbox"/>	御殿場市長 勝又 正美 様
<input type="checkbox"/>	入札番号 令和〇〇年度 売払い第〇〇号
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	入札対象財産
<input type="checkbox"/>	物件： 御殿場市〇〇〇〇〇〇〇〇番地
	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
	<input type="checkbox"/> 入札書在中
	氏 名 〇〇〇〇〇〇 ⑩
	(代理人 ⑩)

裏面



委 任 状

私は、下記財産の買受けについて、
定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

印 を代理人と

記

入札 番号	入 札 対 象 財 産
売払い 第1号	物件1: 御殿場市御殿場字大ノ田539番7

令和 年 月 日

御殿場市御殿場財産区管理者
御殿場市長 勝又 正美 様

住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

入札保証金に係る振込確認書

資料8

入札保証金を下記のとおり振込しました。

振込日： 令和 年 月 日 ()

御殿場市御殿場財産区管理者 御殿場市長 勝又 正美 様

入札者 住 所

氏 名
(名称・代表者名)

Ⓔ

○振込内容が分かるもののコピー
(金融機関の振込依頼書、送金システムの送信情報 等)

貼付箇所

振込内容が分かるもののコピー
を貼付けてください。